

消防予第132号  
平成18年4月3日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長

「誘導灯及び誘導標識の基準の一部を改正する件」等の施行について

「誘導灯及び誘導標識の基準の一部を改正する件」(平成18年消防庁告示第5号)が平成18年3月29日付けで、「消防法施行規則第31条の4第2項に規定する登録認定機関を登録する省令の一部を改正する省令」(平成18年総務省令第69号)が平成18年4月3日付けで公布されました。

今回の改正は、「誘導灯及び誘導標識の基準(平成11年消防庁告示第2号)」に蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識を新たに位置づけ、廊下又は通路に設ける高輝度蓄光式誘導標識のうち高い蓄光性能を有するものについては、その表示面を小さくすることができることを規定したほか、ニッケル・水素電池を誘導灯の非常電源として用いることができることとしたものです。

また、「誘導灯及び誘導標識の基準の一部を改正する件」(平成18年消防庁告示第5号)の施行に伴い、「消防法施行規則第31条の4第2項に規定する登録認定機関を登録する省令」(平成16年総務省令第116号)の一部を改正し、蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識について、新たに申請のあった登録認定機関の登録を行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知されますようお願いいたします。

記

## 第1 「誘導灯及び誘導標識の基準の一部を改正する件」(平成18年消防庁告示第5号) [別添1]

- 1 JISZ8716の常用光源蛍光ランプD65により照度200ルクスの外光を20分間照射し、その後20分経過したのちの表示面(2において「照射後表示面」という。)が24ミリカンデラ以上100ミリカンデラ/㎡未満の平均輝度を有する誘導標識を「蓄光式誘導標識」としたこと。(第2第1号関係)
- 2 照射後表示面が100ミリカンデラ/㎡以上の平均輝度を有する誘導標識を「高輝度蓄光式誘導標識」としたこと。(第2第2号関係)
- 3 誘導灯の非常電源として用いるものとして、国際電気標準会議規格(IEC)61951-2(密閉型ニッケル・水素電池)に該当するもの等を追加したこと。(第5第1号(4)関係)

- 4 廊下又は通路に設ける高輝度蓄光式誘導標識のうち、JISZ8716の常用光源蛍光ランプD65により照度100ルクスの外光を20分間照射し、その後20分経過したのちの表示面が150ミリカンデラ/m<sup>2</sup>以上の平均輝度を有するものの表示面のサイズを小さくすることができることとしたこと。(第5第3号(4)関係)

## 第2 「消防法施行規則第31条の4第2項に規定する登録認定機関を登録する省令の一部を改正する省令」(平成18年総務省令第69号)[別添2]

蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識について、消防法施行規則第31条の4第2項に規定する登録認定機関として、財団法人日本消防設備安全センターを登録したこと。なお、財団法人日本消防設備安全センターについては、「消防法施行規則第31条の4第2項に規定する登録認定機関を登録する省令」(平成16年総務省令第116号)により、屋内消火栓及び連結送水管の放水口、避難はしごなどの消防用設備等又はこれらの部分である機械器具について登録認定機関となっていること。

## 第3 「登録認定機関が認定をした消防用設備等又はこれらの部分である機械器具に付する表示及び指定認定機関が付していた表示の取扱いについて(通知)」(平成16年12月1日付け消防予第231号)の一部改正について[別添3]

「消防法施行規則第31条の4第2項に規定する登録認定機関を登録する省令の一部を改正する省令」により、蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識について、新たに登録認定機関の登録が行われることから、所要の改正を行うこと。

記1の表財団法人日本消防設備安全センターの項中第20号の次に次の一号を加える。

- 21 蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識(誘導灯及び誘導標識の基準(平成11年消防庁告示第2号)第2第1号に規定する蓄光式誘導標識及び同第2号に規定する高輝度蓄光式誘導標識をいう。)

## 第4 施行期日

- 1 第1については、公布の日(平成18年3月29日)から施行することとしたこと。
- 2 第2については、公布の日(平成18年4月3日)から施行することとしたこと。
- 3 第3については、平成18年4月3日から施行することとしたこと。

## ○消防庁告示第五号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二十八条の三第六項の規定に基づき、誘導灯及び誘導標識の基準（平成十一年消防庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月二十九日

消防庁長官 板倉 敏和

第四第一号(四)中「JISC八七〇五に定めるところによる」を「JISC八七〇五若しくは国際電気標準会議規格六一九五―一二に該当するもの又はこれらと同等以上の構造及び性能を有する」に改め、同第三号の(一)から(四)まで以外の部分中「誘導標識」の下に「（蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識を含む。以下この号において同じ。）」を加え、同号(四)に次のただし書を加える。

ただし、廊下又は通路に設ける高輝度蓄光式誘導標識のうち、蛍光ランプにより照度百ルクスの外光を二十分間照射し、その後二十分間経過した後における表示面が百五十ミリカンデラ每平方米メートル以上の平均輝度を有するものにあつては、短辺の長さ八・五センチメートル以上かつ面積が二百十七平方センチメートル以上とすることができる。

第四を第五とし、第三を第四とし、第二を第三とし、第一の次に次のように加える。

## 第二 用語の意義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 蓄光式誘導標識 J I S Z 八七一一六の常用光源蛍光ランプ D 六五（第五第三号四）において「蛍光ランプ」という。）により照度二百ルクスの外光を二十分間照射し、その後二十分経過した後における表示面（次号において「照射後表示面」という。）が二十四ミリカンデラ毎平方メートル以上百ミリカンデラ毎平方メートル未満の平均輝度を有する誘導標識をいう。

二 高輝度蓄光式誘導標識 照射後表示面が百ミリカンデラ毎平方メートル以上の平均輝度を有する誘導標識をいう。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○ 誘導灯及び誘導標識の基準の一部を改正する件(案) 新旧対照表  
 誘導灯及び誘導標識の基準(平成十一年消防庁告示第二号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第二 用語の意義</p> <p>この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 蓄光式誘導標識 J I S Z 八七一六の常用光源蛍光ランプD六五(第五第三号四)において「蛍光ランプ」という。)により照度二百ルクスの外光を二十分間照射し、その後二十分経過した後における表示面(次号において「照射後表示面」という。)が二十四ミリカンデラ毎平方メートル以上百ミリカンデラ毎平方メートル未満の平均輝度を有する誘導標識をいう。</p> <p>二 高輝度蓄光式誘導標識 照射後表示面が百ミリカンデラ毎平方メートル以上の平均輝度を有する誘導標識をいう。</p> <p>第三 避難口誘導灯の設置を要しない居室の要件 (略)</p> <p>第四 非常電源の容量を六十分間とする防火対象物の要件 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>第二 避難口誘導灯の設置を要しない居室の要件 (略)</p> <p>第三 非常電源の容量を六十分間とする防火対象物の要件 (略)</p>

第五 構造及び性能

規則第二十八条の三第六項の規定に基づき、誘導灯及び誘導標識の構造及び性能は、次に定めるところによる。

一 誘導灯の構造は、JIS（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。）C八一〇五―一及びJISC八一〇五―三に定めるところによるほか、次に定めるところによること。

(一) (三) (略)

(四) 誘導灯に内蔵する蓄電池設備（イ及びロにおいて「蓄電池設備」という。）は、JISC八七〇五若しくは国際電気標準会議規格六一九五―一二に該当するもの又はこれらと同等以上の構造及び性能を有するほか、次に定めるところによること。

イ・ロ (略)

(五) (十) (略)

二 (略)

三 誘導標識（蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識を含む。以下この号において同じ。）の構造及び性能は、次に定めるところによること。

(一) (三) (略)

(四) 表示面の大きさは、正方形のものにあつては一辺の長さが

第四 構造及び性能

規則第二十八条の三第六項の規定に基づき、誘導灯及び誘導標識の構造及び性能は、次に定めるところによる。

一 誘導灯の構造は、JIS（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。）C八一〇五―一及びJISC八一〇五―三に定めるところによるほか、次に定めるところによること。

(一) (三) (略)

(四) 誘導灯に内蔵する蓄電池設備（イ及びロにおいて「蓄電池設備」という。）は、JISC八七〇五に定めるところによる

ほか、次に定めるところによる

こと。

イ・ロ (略)

(五) (十) (略)

二 (略)

三 誘導標識  
の構造及び性能は、次に定めるところによること。

(一) (三) (略)

(四) 表示面の大きさは、正方形のものにあつては一辺の長さが

十二センチメートル以上とし、長方形のものにあつては短辺の長さが十センチメートル以上かつ面積が三百平方センチメートル以上とすること。ただし、廊下又は通路に設ける高輝度蓄光式誘導標識のうち、蛍光ランプにより照度百ルクスの外光を二十分間照射し、その後二十分経過した後における表示面が百五十ミリカンデラ毎平方メートル以上の平均輝度を有するものにあつては、短辺の長さ八・五センチメートル以上かつ面積が二百七平方センチメートル以上とすることができぬ。

十二センチメートル以上とし、長方形のものにあつては短辺の長さが十センチメートル以上かつ面積が三百平方センチメートル以上とすること。

○総務省令第六十九号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の五第二項の規定に基づき、消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関を登録する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年四月三日

総務大臣 竹中 平蔵

消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関を登録する省令の一部を改正する省令（平成十六年総務省令第六号）の一部を次のように改正する。

本則の表財団法人日本消防設備安全センターの項中第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識（誘導灯及び誘導標識の基準（平成十一年消防庁告示第二号）第二第一号に規定する蓄光式誘導標識及び同第二号に規定する高輝度蓄光式誘導標識をいう。）

附 則

この省令は、公布の日から施行する。



○ 消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関を登録する省令（平成十六年総務省令第百十六号）の一部を改正する省令新旧対照条文  
 （傍線部分は改正部分）

新

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関として次の法人を登録する。

名称	財団法人 日本消防 設備安全 センター	主たる事務所の 所在地	東京都港区虎ノ 門二丁目九番十 六号
認定を行う消防用設備等 又はこれらの部分である 機械器具	一 屋内消火栓及び連結 送水管の放水口 二 合成樹脂製の管及び 管継手 三 ポンプを用いる加圧 送水装置 四 加圧送水装置の制御 盤 五 総合操作盤 六 噴射ヘッド 七 不活性ガス消火設備 、ハロゲン化物消火設 備及び粉末消火設備（ 以下「不活性ガス消火 設備等」という。）の 音響警報装置 八 不活性ガス消火設備 等の容器弁及び安全装 置並びに破壊板 九 放出弁 十 不活性ガス消火設備		


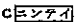

旧

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関として次の法人を登録する。

名称	財団法人 日本消防 設備安全 センター	主たる事務所の 所在地	東京都港区虎ノ 門二丁目九番十 六号
認定を行う消防用設備等 又はこれらの部分である 機械器具	一 屋内消火栓及び連結 送水管の放水口 二 合成樹脂製の管及び 管継手 三 ポンプを用いる加圧 送水装置 四 加圧送水装置の制御 盤 五 総合操作盤 六 噴射ヘッド 七 不活性ガス消火設備 、ハロゲン化物消火設 備及び粉末消火設備（ 以下「不活性ガス消火 設備等」という。）の 音響警報装置 八 不活性ガス消火設備 等の容器弁及び安全装 置並びに破壊板 九 放出弁 十 不活性ガス消火設備		

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>等の選択弁 十一 不活性ガス消火設 備及びハロゲン化物消 火設備の制御盤 十二 移動式の不活性ガ ス消火設備等のホース 、ノズル、ノズル開閉 弁及びホースリール 十三 定圧作動装置 十四 火災通報装置 十五 避難はしご 十六 すべり台 十七 避難ロープ 十八 救助袋 十九 開放型散水ヘッド 二十 パッケージ型消火 設備 二十一 蓄光式誘導標識 及び高輝度蓄光式誘導 標識（誘導灯及び誘導 標識の基準（平成十一 年消防庁告示第二号） 第二第一号に規定する 蓄光式誘導標識及び同 第二号に規定する高輝 度蓄光式誘導標識をい う。）</p>

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>等の選択弁 十一 不活性ガス消火設 備及びハロゲン化物消 火設備の制御盤 十二 移動式の不活性ガ ス消火設備等のホース 、ノズル、ノズル開閉 弁及びホースリール 十三 定圧作動装置 十四 火災通報装置 十五 避難はしご 十六 すべり台 十七 避難ロープ 十八 救助袋 十九 開放型散水ヘッド 二十 パッケージ型消火 設備</p>

新			旧		
法人の名称	認定を行う消防用設備等又はこれらの部分である機械器具	認定を行ったものに付する表示の様式	法人の名称	認定を行う消防用設備等又はこれらの部分である機械器具	認定を行ったものに付する表示の様式
財団法人日本消防設備安全センター	1 屋内消火栓及び連結送水管の放水口 2 合成樹脂製の管及び管継手 3 ポンプを用いる加圧送水装置 4 加圧送水装置の制御盤 5 総合操作盤 6 噴射ヘッド 7 不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備(以下「不活性ガス消火設備等」という。)の音響警報装置 8 不活性ガス消火設備等の容器弁及び安全装置並びに破壊板 9 放出弁 10 不活性ガス消火設備等の選択弁 11 不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の制御盤 12 移動式の不活性ガス消火設備等のホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリール 13 定圧作動装置 14 火災通報装置 15 避難はしご 16 すべり台 17 避難ロープ 18 救助袋 19 開放型散水ヘッド 20 パッケージ型消火設備 21 蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識(誘導灯及び誘導標識の基準(平成11年消防庁告示第2号)第2第1号に規定する蓄光式誘導標識及び同第2号に規定する高輝度蓄光式誘導標識をいう。)	1   外環と内環の径の比率は、5:3とする。  2 ショウボウチヨウトウロク FESC 	財団法人日本消防設備安全センター	1 屋内消火栓及び連結送水管の放水口 2 合成樹脂製の管及び管継手 3 ポンプを用いる加圧送水装置 4 加圧送水装置の制御盤 5 総合操作盤 6 噴射ヘッド 7 不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備(以下「不活性ガス消火設備等」という。)の音響警報装置 8 不活性ガス消火設備等の容器弁及び安全装置並びに破壊板 9 放出弁 10 不活性ガス消火設備等の選択弁 11 不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の制御盤 12 移動式の不活性ガス消火設備等のホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリール 13 定圧作動装置 14 火災通報装置 15 避難はしご 16 すべり台 17 避難ロープ 18 救助袋 19 開放型散水ヘッド 20 パッケージ型消火設備	1   外環と内環の径の比率は、5:3とする。  2 ショウボウチヨウトウロク FESC 